

第3期

御所市子ども・子育て
支援事業計画

概要版



ぐせんちゃん

令和7年3月
御所市

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

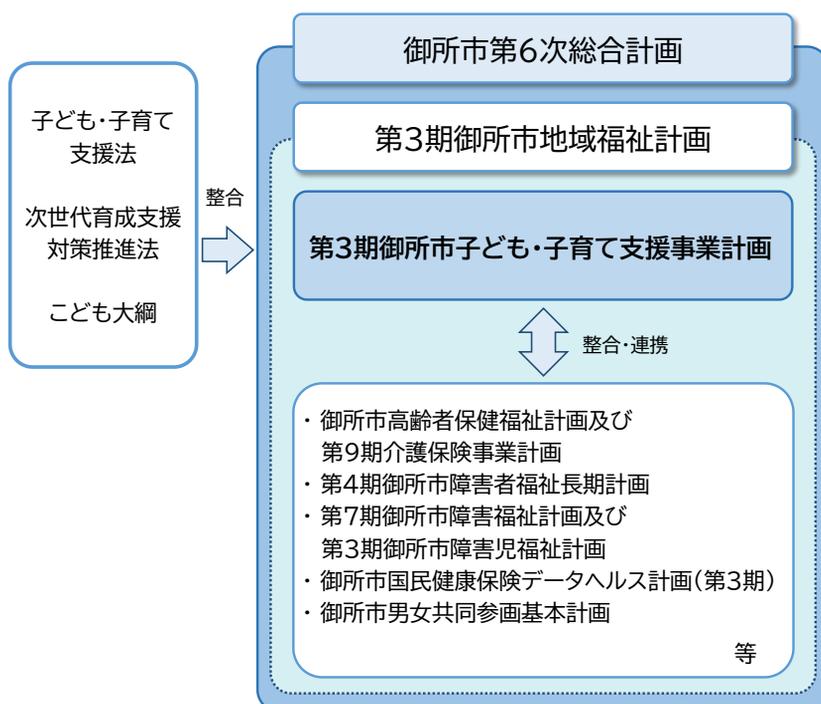
共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化など、子育ての不安、孤立感が高まっている状況にあります。さらに、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境はより複雑化しています。

この度、『第2期御所市子ども・子育て支援事業計画』が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第3期御所市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条による「市町村行動計画」として策定するとともに、御所市第6次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、5年ごとに市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するものとされていることから、本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期御所市子ども・子育て支援事業計画					第3期御所市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の対象

本計画の対象は、本市に住むすべての子どもとその家族及びこれから結婚して子どもを産み育てていく市民としています。なお、ここでいう子どもとは18歳未満の児童をさします。

その他、地域における子育て支援活動を行う市民なども対象に、子ども・子育て支援施策や若者支援施策を総合的に展開していくものです。

御所市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 御所市の状況

総人口は年々減少しており、年齢3区分別では、すべての区分で減少傾向

■年齢3区分別人口の推移・推計

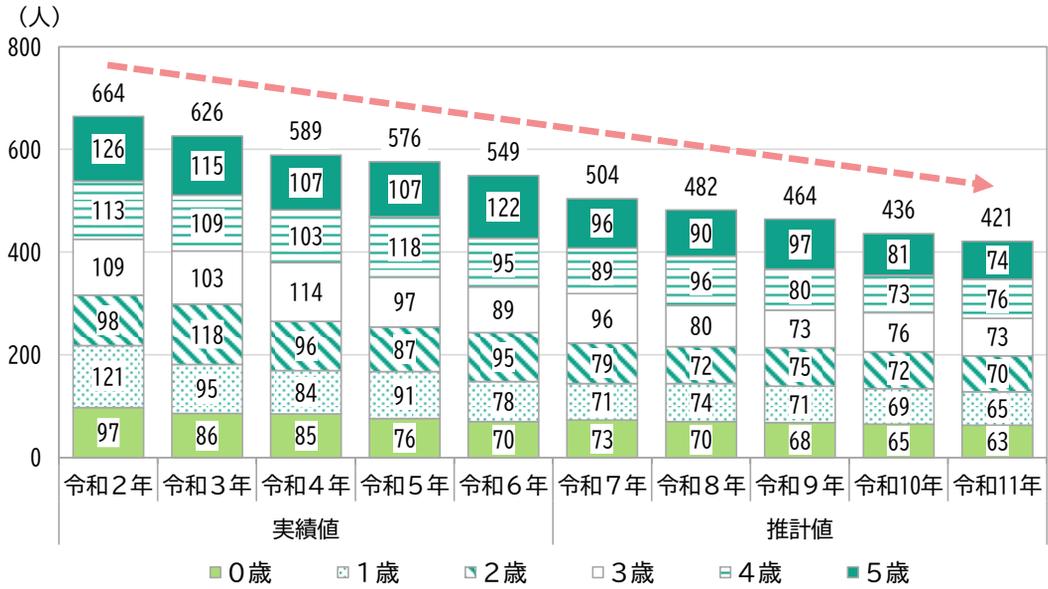


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在） 令和7年以降は住民基本台帳に基づきコーホート変化率法で推計。

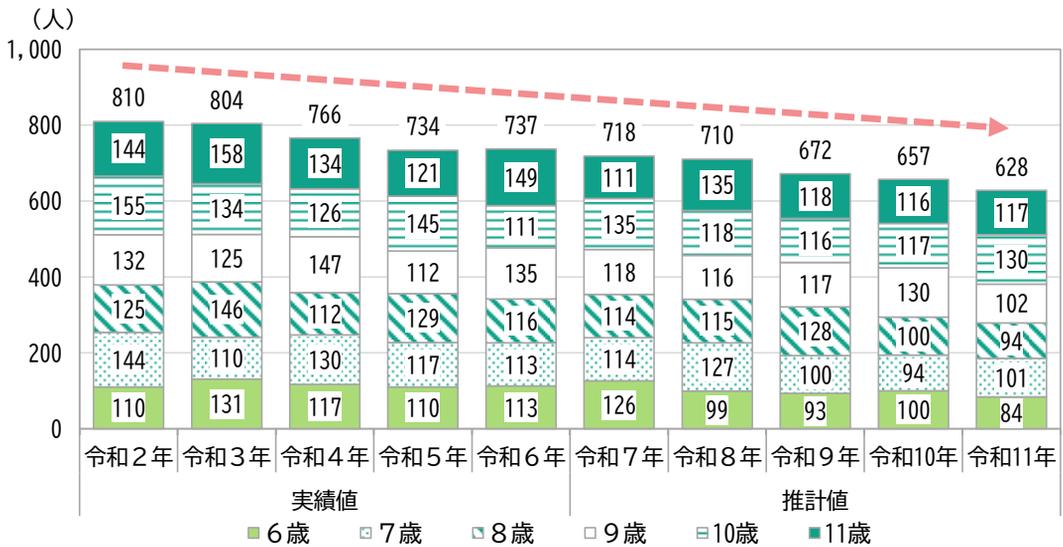
就学前児童（0～5歳）、就学児童（6～11歳）ともに減少傾向

特に1歳、7歳の減少率が高い

■就学前児童数の推移・推計



■就学児童数の推移・推計

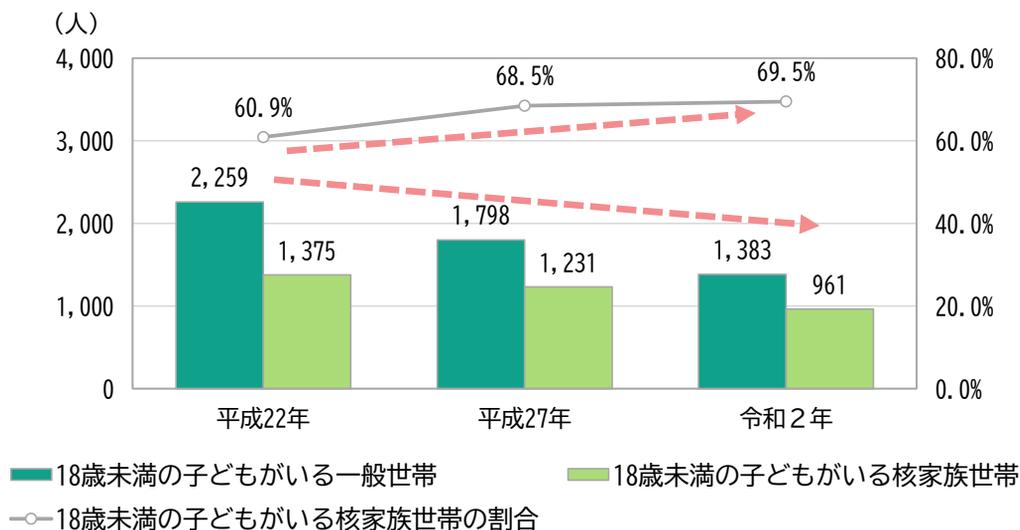


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

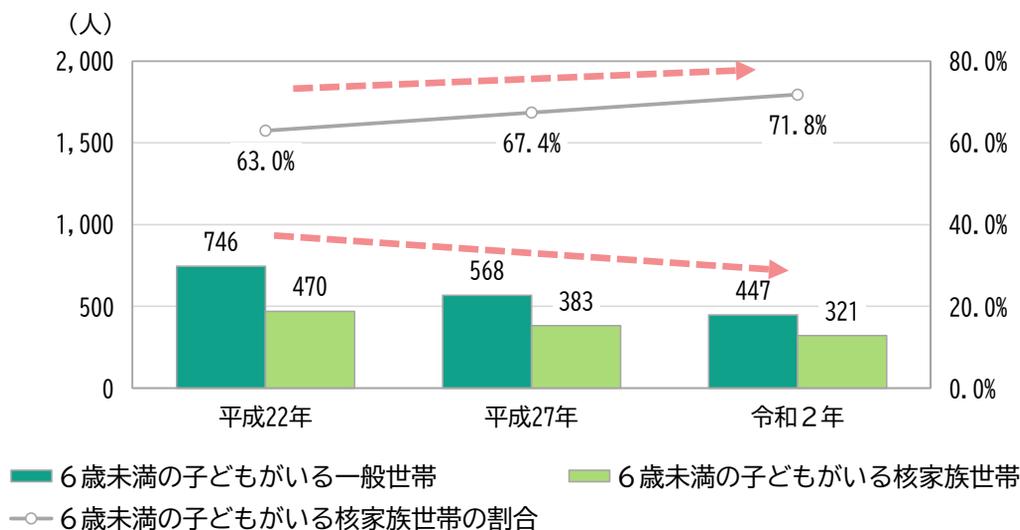
令和7年以降は住民基本台帳に基づきコーホート変化率法で推計。

18歳未満、6歳未満の子どもがいる一般世帯数はともに減少傾向にあり、核家族世帯の割合は年々増加している

■18歳未満の子どもがいる世帯の状況



■6歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

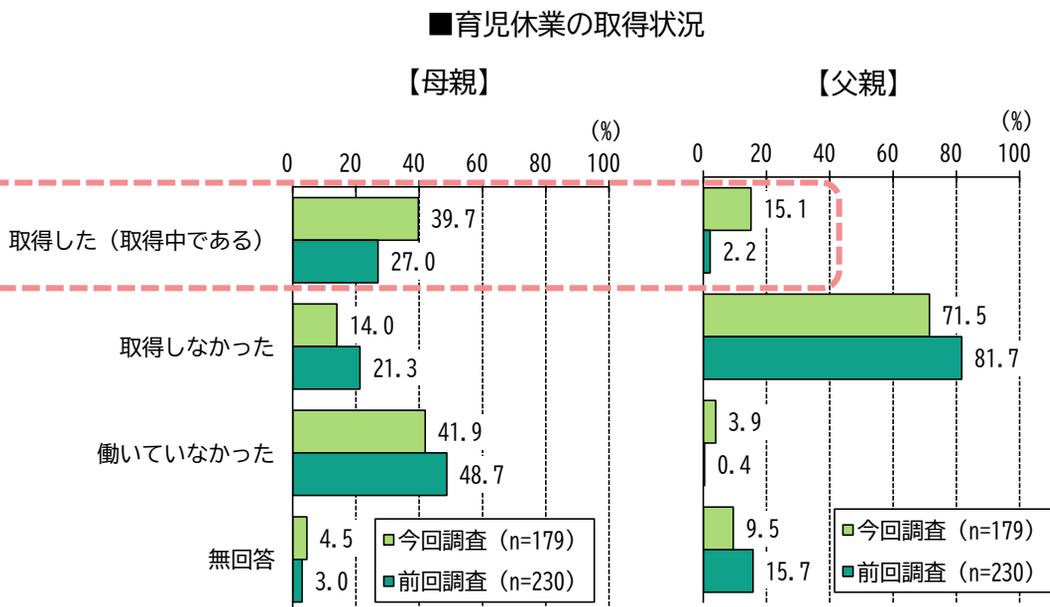
出生数は令和3年まで減少傾向、令和4年は前年を上回っている



資料：厚生労働省 人口動態統計

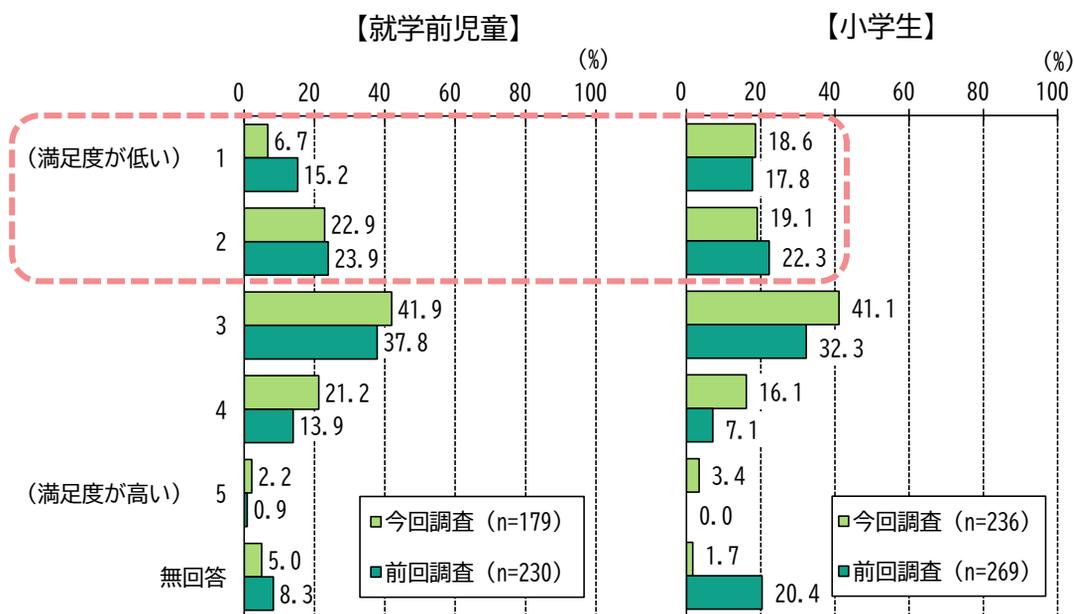
2 アンケート調査結果からみる御所市の現状

前回調査と比較して、母親・父親ともに育児休業を取得した割合が上昇



就学前児童・小学生ともに、子育ての環境や支援についての不満を抱えている方が約3～4割

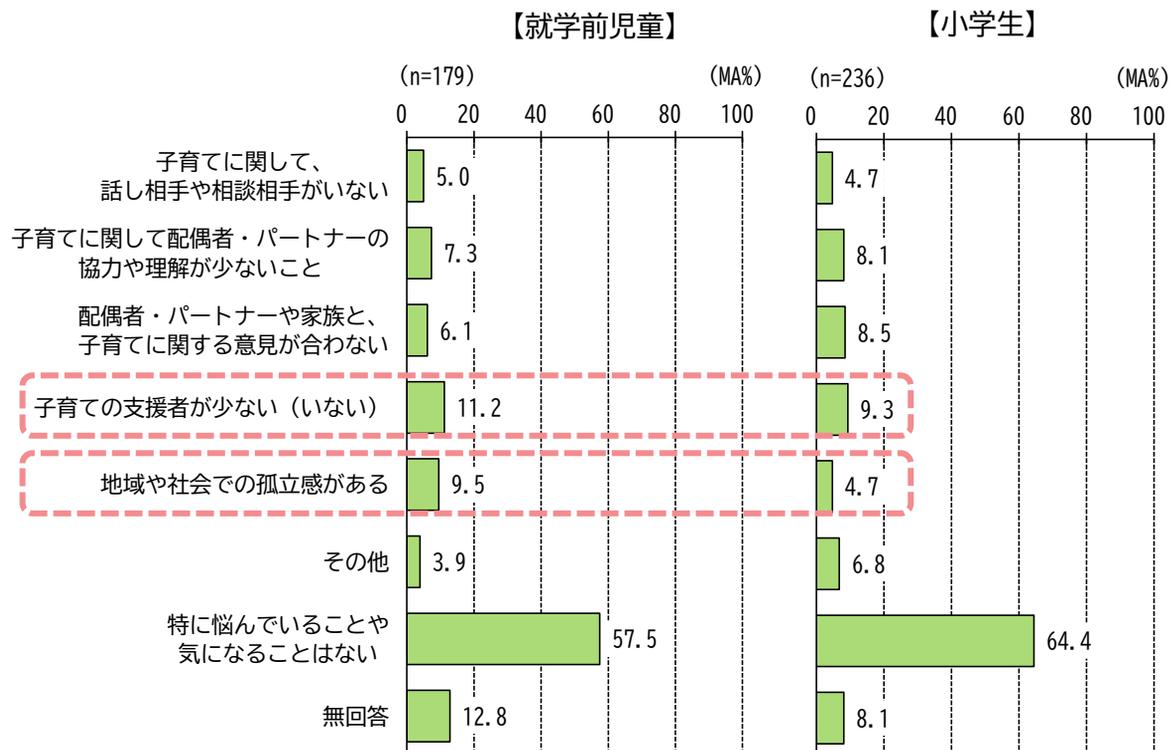
■子育ての環境や支援への満足度



「子育ての支援者が少ない (いない)」が就学前児童・小学生ともに1割程度

「地域や社会での孤立感がある」が就学前児童では9.5%

■子育て環境に関して、日頃悩んでいることや不安なこと、気になること



計画の基本理念・基本目標

1 第3期計画の基本理念

地域全体で子どもと保護者を支え、すべての子どもたちが未来に向かって成長できる社会の実現を目指します。子どもたちが健やかに、成長することができる環境を整備することは社会全体の大きな責務であるという認識のもと、「子どもの最善の利益の実現」を第一に考え、地域社会全体で子育てを支える環境を整備し、誰もが安心して子どもを生み育てることができるまちを目指していきます。

基本理念

心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち

2 計画の基本方針

1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進します。

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

子どもが権利を持つ主体であるという認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが穏やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、妊娠期からの発育・発達への支援に取り組み、子どもの自主性や社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

3 地域での子育て支援の整備

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取組を推進するため、安心して育児ができる「顔の見える関係」を築き、関係機関との連携を深め、育児の不安を抱え込まない環境づくりを目指します。さらに、子どもや保護者が交流できる場づくりなど、地域資源を生かした総合的な子育て支援体制づくりを推進します。

4 仕事と子育ての両立支援

働きながら子どもを育てている人のために、多様で柔軟な保育サービスの充実を図ります。さらに、子育て家庭に配慮した企業の取組や職場環境の改善が推進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていきます。

5 子どもの安全の確保

子どもを安心して生み育てることができる安全なまちにするため、警察や保育所、学校等との連携を強化し、交通安全や防犯対策、学校や保育施設の安全管理の徹底を図ります。また、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

6 子どもを守る仕組みづくりの支援

障害のある子どもやひとり親家庭の子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。「子どもの貧困」についても、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実を図ります。

支援を必要とするすべての子どもとその家庭に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を提供する体制づくりを推進します。

3 施策体系

基本理念

基本方針

施策の方向

心豊かな子が育ち、子育て支援の輪がひろがるまち

1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

- (1) 子育て家庭に対する多様なサービスの充実
- (2) 母子保健及び健康づくりの充実

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

- (1) 幼児期の学校教育・保育の充実
- (2) 生きる力を育む教育環境の整備

3 地域での子育て支援の整備

- (1) 地域全体で子ども・子育てを支援する体制の整備
- (2) わかりやすい子育て情報の発信

4 仕事と子育ての両立支援

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

5 子どもの安全確保

- (1) 子育て世帯に配慮した環境の整備
- (2) 交通安全対策と防犯対策の推進

6 子どもを守る仕組みづくりの支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等に対する支援の充実
- (3) 障害のある児童とその家庭への支援
- (4) 経済的困難を抱える家庭への支援

施策の展開

基本方針 1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

施策の方向 1 子育て家庭に対する多様なサービスの充実

- ① 子育て支援サービスの充実
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 一時預かり事業
 - 休日保育事業 など
- ② 家庭の教育力の向上
 - 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会
 - 「家庭教育の手引き」の周知
 - すくすく相談（幼児の発達相談） など
- ③ 市民参加の子育て支援の充実
 - 世代間交流事業 など
- ④ 各種手当・助成による経済的負担の軽減
 - 医療給付制度
 - 出産育児一時金
 - 児童手当 など
- ⑤ 奨学金による経済的負担の軽減
 - 高等学校等入学支援金
 - 御所市ふるさと創生奨学金
- ⑥ その他の支援
 - なら子育て応援団

施策の方向 2 母子保健及び健康づくりの充実

- ① 産前・産後の切れ目ない健康支援
 - 妊婦訪問指導
 - 妊婦健康診査・産婦健康診査
 - 乳幼児健診（4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児） など
- ② 思春期保健対策の充実
 - 性や性感染症予防や薬物に対する学習機会の提供
 - 中・高校生等が幼児と触れ合う機会の提供
- ③ 食育推進運動の普及・定着
 - 年齢別の食育
 - 各種健診を活用した食育の推進
 - 保育所等での食育の推進 など
- ④ 医療費助成制度の活用
 - ひとり親家庭等医療費助成事業
 - 子ども医療費助成事業
 - 未熟児養育医療費助成事業
- ⑤ 小児医療体制の整備
 - 緊急医療体制の整備

基本方針2 | 子どもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

施策の方向1 幼児期の学校教育・保育の充実

- ① 提供体制の確保
 - 保育所の整備
 - 幼稚園の整備
 - 認定こども園の整備
 - 地域型保育事業の整備 など
- ② 教育・保育の質の向上
 - 学校評議員制の実施
 - 幼保小の連携の促進
 - 幼稚園教諭・保育士の質の向上
 - 施設・設備の充実

施策の方向2 生きる力を育む教育環境の整備

- ① 生きる力を育む教育の推進
 - 子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導
 - 豊かな人間性の育成
 - 青少年相談事業 など
- ② 教育環境の向上
 - 教育の資質向上を図るための教育的支援
 - 地域と学校の連携
 - 特色ある学校づくり など
- ③ いじめや不登校等への対策
 - スクールカウンセラーの設置
 - 犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもに対するカウンセリング など
- ④ 非行防止と有害環境の浄化
 - 違反広告物撤去作業
 - 青少年非行防止・青少年指導事業

基本方針3 | 地域での子育て支援の整備

施策の方向1 地域全体で子ども・子育てを支援する体制の整備

- ① 地域における支援の充実
 - 地域で子育てを支えるための意識啓発と子育て支援組織づくり
 - 子育て支援サークルに対する支援の実施
 - 子ども食堂に対する支援の実施
 - 市の文化事業等を通じた世代間交流の促進

施策の方向2 わかりやすい子育て情報の発信

- ① わかりやすい情報発信の推進
 - ポータルサイトの構築（子育て支援に関するホームページの充実）
 - SNSなどのICTを使用した子育て支援情報の発信
 - 子育て情報誌等の配布

基本方針4 | 仕事と子育ての両立支援

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 事業主に対する啓発活動の推進
 - 仕事と家庭の両立支援に向けた取組
 - 若者の就労促進
- ② 労働者に対する啓発活動の推進
 - 育児・介護休業等の取得促進
 - 若者の就労支援
- ③ 相談体制の整備
 - 労働相談への対応

施策の方向2 家庭と仕事の両立のための子育て支援サービスの充実

- ① 多様な保育サービスの充実
 - 延長保育事業
 - 病児保育事業
 - 放課後児童健全育成事業（学童保育所） など

基本方針5 | 子どもの安全の確保

施策の方向1 子育て世帯に配慮した環境の整備

- ① 子育てバリアフリーの推進
 - 子育てにやさしい道路の整備
 - 公共施設設備における子育てバリアフリー
 - 公共施設における受動喫煙防止対策の推進
 - 受動喫煙防止の啓発
- ② 遊び環境の整備
 - 公園の安全管理
- ③ 居住環境の整備
 - 子育て家庭に配慮した地区開発の推進

施策の方向2 交通安全対策と防犯対策の推進

- ① 道路環境の整備
 - 交通安全施設の整備・改善事業
 - 交通危険箇所の点検
- ② 交通安全指導の実施
 - ピカピカ1年生下校時指導事業
 - 交通安全巡回教室開催事業
 - 子どもを守る安全教室開催事業
- ③ 防犯環境の整備
 - 子ども110番運動の周知・啓発
 - 学校付近や通学路等のパトロール活動
 - 防犯に関する情報提供 など
- ④ 防犯意識の向上
 - 児童・生徒の防犯講習の実施

基本方針6 | 子どもを守る仕組みづくりの支援

施策の方向1 児童虐待防止対策の充実

① 虐待の未然防止と早期発見

- 養育支援訪問事業
- 各種健診を利用した未然防止への取組の推進
- 御所市虐待等防止ネットワークの充実

施策の方向2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

① 生活支援、就業支援の充実

- 母子・父子自立支援員等による相談事業
- ひとり親に対する日常生活支援
- ひとり親家庭自立支援対策事業
- ひとり親の雇用に関する啓発活動・情報提供

② 経済的負担の軽減

- ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）
- 遺族基礎年金の普及
- 児童扶養手当
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の情報提供

施策の方向3 障害のある児童とその家庭への支援

① 障害や障害のある人に対する正しい理解の促進

- 特別支援学校との交流教育の実施
- 障害に関する正しい理解の促進
- 障害者週間を活用した啓発の実施 など

② 障害児保育・教育の充実

- 特別支援学校への体験入学
- 障害のある児童・生徒に対する教育の推進
- 就学指導委員会 など

③ 障害者施策の充実

- 特別児童扶養手当
- 養護学校及び作業所等との連携
- 障害児福祉手当の支給 など

施策の方向4 経済的困難を抱える家庭への支援

① 貧困家庭の児童生徒、保護者への福祉的支援

- 経済的困難を抱える家庭への支援



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、教育・保育提供区域を定めることとしています。本計画では、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域とします。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

3歳児以上（教育ニーズ）【1号認定+2号認定（教育ニーズ）】

単位：人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1号認定	29	27	26	24	23
	2号認定(教育ニーズ)	0	0	0	0	0
確保方策(B)	1号認定	40	40	40	40	40
	2号認定(教育ニーズ)	0	0	0	0	0
差引(B)-(A)	1号認定	11	13	14	16	17
	2号認定(教育ニーズ)	0	0	0	0	0

3歳児以上（保育ニーズ）【2号認定（保育ニーズ）】

単位：人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		245	232	218	201	195
確保方策(B)		373	313	361	361	361
差引(B)-(A)		143	96	158	175	181

3歳児未満（保育ニーズ）【3号認定】

単位：人/年		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	0歳	18	18	17	16	16
	1歳	48	50	48	47	44
	2歳	63	57	59	57	56
確保方策(B)	0歳	35	29	35	35	35
	1歳	80	71	78	78	78
	2歳	95	84	93	93	93
差引(B)-(A)	0歳	17	11	18	19	19
	1歳	32	21	30	31	34
	2歳	37	32	39	41	42

3 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策

事業名・事業概要		量の見込み（上段）／確保方策（下段網かけ）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 利用者支援事業 (単位：か所)	基本型	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
		1	1	1	1	1
子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う。						
(2) 地域子育て支援拠点事業 (単位：人回)		924	895	887	854	821
		924	895	887	854	821
妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う。						
(3) 妊婦健康診査事業 (単位：人回)		997	962	928	886	859
		997	962	928	886	859
医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る。 妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、医学的検査を実施する。						
(4) 乳児家庭全戸訪問事業 (単位：人)		73	70	68	65	63
		73	70	68	65	63
市保健師又は訪問指導員が、生後120日までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげる。						
(5) 養育支援訪問事業 (単位：人)		4	4	4	3	3
		4	4	4	3	3
養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とする。						
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業） (単位：人日)		47	45	43	41	39
		47	45	43	41	39
保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う。						

事業名・事業概要	量の見込み（上段）／確保方策（下段網かけ）					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
（7）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）						
現在、本市では実施していないが、代わりに独自の独自事業として、「御所市育児支援サービス利用料助成金」の活用を推進する。						
（8）一時預かり事業 （単位：人日）	幼稚園在園者	566	527	507	468	449
		566	527	507	468	449
	認可保育所（園）等	65	62	60	56	54
		65	62	60	56	54
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。						
（9）延長保育事業 （単位：人）	93	89	86	81	78	
	93	89	86	81	78	
保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。						
（10）病児保育事業（病児・病後児保育事業） （単位：人日）	28	27	26	24	24	
	28	27	26	24	24	
病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業。						
（11）放課後児童健全育成事業（学童保育所） （単位：人）	1年生	55	43	41	44	37
	2年生	57	63	50	47	50
	3年生	52	53	59	46	43
	4年生	36	35	36	39	31
	5年生	34	29	29	29	32
	6年生	12	15	13	12	13
	計	246	238	228	217	206
	計	246	238	228	217	206
保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。						

事業名・事業概要	量の見込み（上段）／確保方策（下段網かけ）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業					
<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所等に対して保護者が支払うべき実費（副食費、教材費・行事費等）の一部を助成する事業。 引き続き、新制度未移行幼稚園に通うこどもの副食費を助成する。</p>					
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業					
<p>私立認定こども園幼稚園部に通園する特別な支援が必要な子どもを対象に、認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。</p>					
（14）子育て世帯訪問支援事業					
<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。 今後のニーズに応じて、事業の実施を検討する。</p>					
（15）児童育成支援拠点事業					
<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。 今後のニーズに応じて、事業の実施を検討する。</p>					
（16）親子関係形成支援事業					
<p>児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。 今後のニーズに応じて、事業の実施を検討する。</p>					



事業名・事業概要		量の見込み（上段）／確保方策（下段網かけ）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(17) 妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数（件）	73	70	68	65	63
	1組当たり面談回数（回）	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数（回）	219	210	204	195	189
	こども家庭センター（回）	219	210	204	195	189
	上記以外（回）	0	0	0	0	0
<p>妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業。</p> <p>令和5年3月より出産子育て応援事業の伴走型相談支援事業として実施しており、令和7年4月より妊婦等包括相談支援事業として実施する。</p>						
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） （単位：人日）	0歳児	2	2	2	2	2
		0	2	2	2	2
	1歳児	2	2	2	2	2
		0	2	2	2	2
	2歳児	2	2	2	2	2
		0	2	2	2	2
<p>「こども誰でも通園制度」は、0～2歳が保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度。令和8年度から本格実施。</p>						
(19) 産後ケア事業 （単位：人日）	73	70	68	65	63	
	73	70	68	65	63	
<p>産後1年未満の産婦に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。</p>						
(20) 外国につながる幼児への支援・配慮						
<p>国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し支援を行うとともに、事業者等へ円滑な受入れに配慮するよう求める。</p>						

計画の推進体制

1 子ども・子育て会議の開催

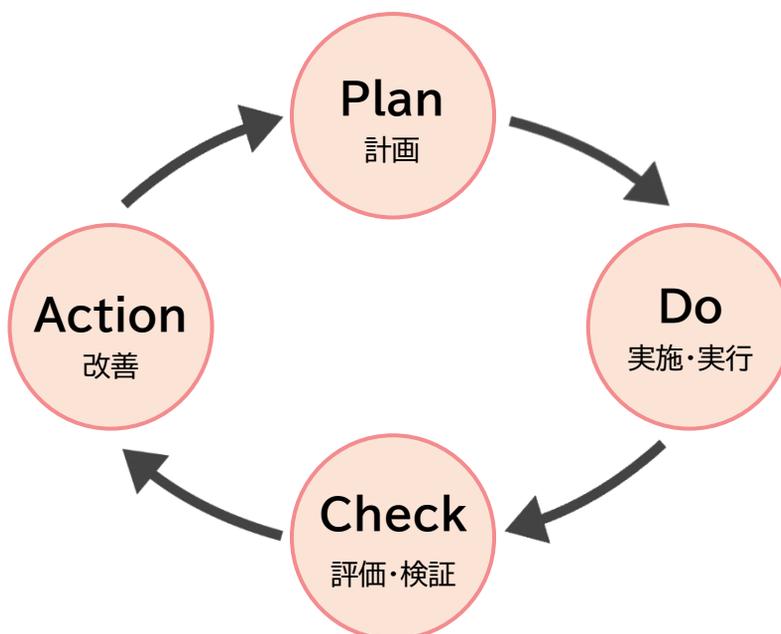
子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2 国・県等との連携

この計画に関わる施策は、国や県との連携のもと、推進していくことが重要です。市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉・教育分野における様々な制度の充実と改革に努め、国や県に対して積極的に提言や要望を行います。

3 PDCAサイクルによる施策の推進

施策・事業について、進捗状況を把握し、評価・検証を行います。計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（評価・検証）→Action（改善）】のPDCAサイクルの構築に努めます。





第3期御所市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行 御所市 健康福祉部 子育て推進課

〒639-2237 奈良県御所市774番地の1

TEL 0745-44-3422 / FAX 0745-65-2615